汽車製造株式會社

全職工の七〇パーセント迄（機械工組合及び鐵工組合（鐵工組合は僅少）に加入して居る本社では從來から全然職工の自由に放任すると云ふ好對照の下に手を出し得ない態度を隱蔽して居るが代表選出の一法が變更された結果甚だ都合の良い位置に置かれて職工の選擧權喪失に就て頭を惱す必要もなければ今更組合の宣傳を怖れる必要もないのである、會社の對策は在來の方針を固執する事肯を俟たずして明かであろう、會社は組合運動について飽く迄了解あるものとして其先見の明を誇るかも知れないが單にそれは過然の結果であつたことを承知して置く必要があろう。

財團法人協調會大阪支所